

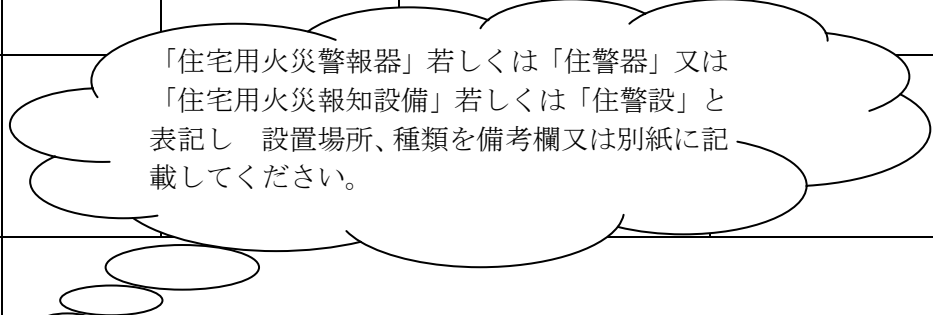
住宅用火災警報器等の設置に伴う 確認申請について

消防法及び静岡市火災予防条例の一部改正が行われ、一般住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務化されました。住宅の建築確認申請を提出される場合には 下記のことを確認、記載していただくようお願いします。

- 1 施行期日
新築住宅 平成 18 年 6 月 1 日以降工事に、着手する建築物。
既存住宅 平成 21 年 5 月 31 日までに、設置してください。
- 2 対象となる建築物
 - ① 戸建住宅
 - ② 併用住宅(住宅部分)
 - ③ 自動火災報知設備を設置していない共同住宅
- 3 設置場所
 - ① 寝室 普段就寝に使われる部屋に設置します。
 - ② 階段 寝室がある階(1階を除く)の階段最上部に設置します。
 - ③ 3階建て住宅の場合
 - イ 寝室のある階から2つ下の階(1階)の階段に設置します。
 - ロ 寝室が1階だけにある場合には、居室がある最上階の階段に設置します。
 - ④ その他
 - イ ①、②、③で警報器を設置する必要がなかった階で就寝に使用しない居室(面積7㎡)が5室以上ある階の場合には、廊下に設置します。
 - ロ 台所の設置は努力義務です。
- 4 取付け位置
 - ① 警報器の中心を壁から0.6m以上離して取付けます。
 - ② 梁などがある場合は梁から0.6m以上離して取付けます。
 - ③ エアコンなどの吹き出し口がある場合には吹き出し口から1.5m以上離して取付けます。
 - ④ 警報器の中心が0.15から0.5m以内の位置に取付けます。
- 5 建築確認申請書、添付図書について
 - I. 建築確認申請書には第四面の【8. 建築設備の種類】欄に、完了検査申請書には第四面の備考欄に、「住宅用火災報知器」若しくは「住警器」又は「住宅用火災警報設備」若しくは「住警設」と記載してください。(記載例)
 - II. 平面図には「住警器」若しくは「住警設」等の文字表記、又は設計士が住警器等と認識する任意の「図示記号」で平面図上の位置を記載してください。
- 6 問合せ先

建築確認申請の記載に関する問合せ先	建築部建築指導課	054-221-1259
住宅用火災警報器等に関する問合せ先	消防局消防部査察課	054-280-0144

工事監理の状況照合結果

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 （不適の場合には建築主に対して行った報告の内容）
敷地の形状、高さ、衛生及び安全						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む。）の種類、品質、形状及						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等						
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ						
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況						
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ						
開口部に設ける建具の種類及び大きさ						
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）	 <p>「住宅用火災警報器」若しくは「住警器」又は「住宅用火災報知設備」若しくは「住警設」と表記し 設置場所、種類を備考欄又は別紙に記載してください。</p>					
備考						